

南相馬市規則第25号

南相馬市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市表彰条例施行規則（平成18年南相馬市規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------------|--|-------------------------|---|
| 別表（第3条関係） | | 別表（第3条関係） | |
| 区分 | 審査の基準 | 区分 | 審査の基準 |
| 1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者 | (1) 【略】 | 1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者 | (1) 【略】 |
| | (2) 市議会の議員として <u>8年以上</u> 在職した者 | | (2) 市議会の議員として <u>12年以上</u> 在職した者 |
| | (3) 副市長として <u>8年以上</u> 在職した者 | | (3) 副市長、 <u>南相馬市教育委員会教育長、市の固定資産評価員、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託員として12年以上</u> 在職した者 |
| | (4) <u>南相馬市教育委員会教育長として6年以上</u> 在職した者 | | (4) 【略】 |
| | (5) <u>市の教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員として8年以上</u> 在職した者 | | |
| | (6) <u>市の農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員として6年以上</u> 在職した者 | | |
| | (7) <u>市の行政嘱託員として6年以上</u> 在職した者 | | |
| | (8) 【略】 | | |
| 2 市の教育、学芸又 | (1) 【略】 | 2 市の教育、学芸又 | (1) 【略】 |
| | (2) 多年芸術（美術、音楽、演 | | (2) 多年芸術（美術、音楽、演 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>は文化の 興隆に貢 献し、その 功績が顕 著な者</p> | <p>劇、放送、映画その他これに 類するもの)、体育団体等の 役員<u>又は指導的立場にある者</u> 等として団体の育成に尽力 し、社会文化、社会体育等の 興隆に寄与し、功労のあった 者 (3)・(4) 【略】 (5) 市立学校の校医又は<u>薬剤師</u> として<u>15年以上</u>在職した者</p> | <p>は文化の 興隆に貢 献し、その 功績が顕 著な者</p> | <p>劇、放送、映画その他これに 類するもの)、体育団体等の 役員として団体の育成に尽力 し、社会文化、社会体育等の 興隆に寄与し、功労のあった 者 (3)・(4) 【略】 (5) 市立学校の校医として<u>20年</u> <u>以上</u>又は<u>学校薬剤師</u>として<u>30</u> <u>年以上</u>在職した者</p> |
| 【略】 | | 【略】 | |
| <p>4 市の保健 衛生、社会 福祉及び 公共事業 等に尽力 し、その功 績が顕著 な者</p> | <p>(1)～(5) 【略】 (6) <u>多年自らの能力や経験、時 間を公共に提供し、地域社会 において公益な活動を行った 者</u></p> | <p>4 市の保健 衛生、社会 福祉及び 公共事業 等に尽力 し、その功 績が顕著 な者</p> | <p>(1)～(5) 【略】</p> |
| 【略】 | | 【略】 | |

附 則
この規則は、公布の日から施行する。